

税の申告期間がはじまります

所得税、市・県民税

平成23年分所得税の確定申告および平成24年度市・県民税の申告についての申告会場を設けます。
上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申

告会場を設けています。早めに申告してください。
※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」は、申告会場ではありませんのでご注意ください。

■ 所得税、市・県民税 合同申告会場

◆と き 2月16日(木)～3月15日(木)
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。
※会場の混雑状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがありますので、午後4時ごろまでにご来場ください。

◆ところ ゆめドームうえの第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。また、市役所本庁舎、各支所、各地区市民センター（上野地区）と「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。詳しくは広報いが市2月1日号に掲載します。



■ 市・県民税申告会場

開催日	会場時間	時間
2月 8日(木)・ 9日(木)	島ヶ原支所 2 階会議室	○受付開始時刻 午前8時30分 ○相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時
2月 15日(木)・ 16日(木)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール	
2月 22日(木)・ 23日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2	
2月 29日(木)・3月1日(木)	あやま文化センター 会議・工作室	
3月 7日(木)・ 8日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	

※市・県民税申告会場は、いずれの会場も定員になり次第、受付を締め切りますのでご了承ください。
※会場は、かなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

＜市・県民税の申告が必要かどうかわからない人は、こちらでチェック！＞

平成24年1月1日現在伊賀市に	住民票のある人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
			給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
			給与を2カ所以上から受けた人	申告必要
		所得が公的年金のみの人	公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要
			上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	申告必要
	住民票のない人	平成23年中に所得があった人	公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要
			営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要
		医療費控除を受けようとする人	申告必要	
		伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要	
		伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要	
		伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	申告必要	

■ 平成 23 年分所得税、市・県民税の主な改正事項

< 1 > 扶養控除などの改正

- ① 16 歳未満の扶養親族についての扶養控除が廃止されました。(右表*1)
- ② 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族についての扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。(右表*2)
- これに伴い、特定扶養親族は 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族となりました。(右表*3)
- ③ 扶養控除の改正に伴い、特別障害者を扶養し同居している場合において、配偶者控除または扶養控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円に引き上げられました。(下表)

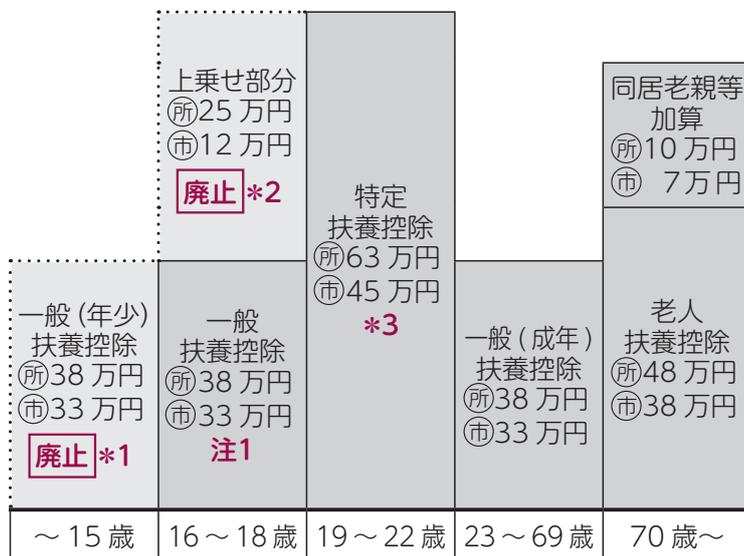
● 障害者控除についての改正

(所: 所得税 市: 市・県民税控除額)

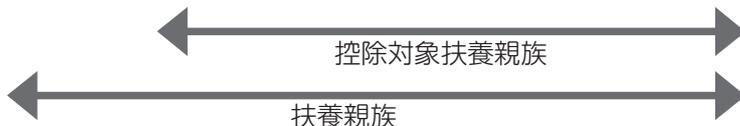
区 分	控除額	
	本 人	控除対象配偶者 または扶養親族
障害者	所27万円 市26万円	
特別障害者	所40万円 市30万円	
同居特別障害者		所75万円 市53万円

● 扶養控除についての改正の概要

(所: 所得税 市: 市・県民税控除額)



注1: 改正前は特定扶養控除。



< 2 > 年金所得者の申告手続きの簡素化 (所得税のみ)

次のいずれにも該当する人は、その年分の所得税について確定申告を提出する必要はありません。

- その年に公的年金等の雑所得があった人
- その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下でかつ、その年分の公的年金等の雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である人

※この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、**住民税の申告が必要**です。

< 3 > 電子申告をする場合の電子証明書等特別控除について

電子証明書等特別控除とは、申告期限までに^{イータックス}e-TAX (6 ページ参照) を利用して確定申告する場合に税額控除を受けられるものです。(控除は 1 回のみ。) 税額控除額は、その適用を受ける年分に依り、平成 23 年

分は 4,000 円、平成 24 年分は 3,000 円です。また、この制度の期限が 2 年延長されたことから、適用期限は平成 24 年になりました。



< 4 > 東日本大震災の被災者などに対する税制上の措置について

東日本大震災の被災者などに対して、税の負担を軽減するため、所得税法やそのほかの国税関係法律の特例を定めた「東日本大震災の被災者等についての国税

関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行され、次の措置が講じられています。

- 雑損控除の特例など
- 災害減免法による税金の軽減免除の特例
- 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例など
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除な

- どの適用期間に係る特例
- 震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例
- 被災代替資産の特別償却
- 特定の資産の買換えなどの場合の譲渡所得の課税の特例

■ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、「申告書」が作成できます！



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

- ①本人の電子署名および電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に申告する場合は、平成23年分の場合、最高4,000円の税額控除が受けられます。(過去にこの税額控除を受けた人を除く。)
 - ②添付書類の提出または提示を省略できます。
源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで書類の提出または提示を省略できます(税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。
 - ③還付金を早く受け取ることができます。
e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)。
- ※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書(住民基本台帳カード)、ICカードリーダーが必要となります。



《確定申告書用紙の送付について》

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人については、電子申告の推進およびペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

【申告書の送付先・問い合わせ】

- 所得税の確定申告・そのほか税制改正や国税に関する相談・質問**
〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地 上野税務署 ☎21-0950
※確定申告に関するお問い合わせ専用窓口「確定申告電話相談センター」が、1月4日(水)から、3月15日(木)まで開設されます。上野税務署(☎21-0950)にかけて、番号『0』を選択してください。
- 市・県民税の申告・相談・質問**
〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市企画総務部課税課市民税係
☎22-9613 FAX 22-9618



市・県民税の特別返還金について



生命保険金などを年金形式で受け取り、相続税と所得税が二重課税となっていた場合の市・県民税に関して、法定還付の対象とならない5年を超過した年度分について、納め過ぎとなっている市・県民税を返還します。還付申請の受付を開始していますので、該当する人は申請に必要な書類などお問い合わせの上、申請してください。

なお、税務署において所得税の「特別還付」を受

けた人も申請が必要になります。

- ◆**申請期限**
平成24年10月31日(水)
- ◆**返還対象年分**(カッコ内は市・県民税を支払った年度)
平成12年分(平成13年度)～平成17年分(平成18年度)

【問い合わせ】 課税課 ☎22-9613 FAX 22-9618